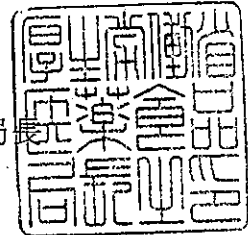


薬食発0220第1号  
平成25年2月20日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」という。）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第19号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり平成25年2月20日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記



## 1. 指定薬物の指定等

### (1) 新たに包括的に指定薬物を指定すること

次に掲げる物質群について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

① (1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノンのインドール環の1位に次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の4位に水素又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の1位並びに当該ナフタレン環の4位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法 (昭和26年法律第252号) に規定する覚せい剤  
ロ 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号) に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (4-エトキシナフタレン-1-イル) (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

ニ (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) (4-ペンチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

ホ (4-ヘキシルナフタレン-1-イル) (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

ヘ (1-ヘプチル-1H-インドール-3-イル) (4-ヘキシルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

ト (4-メトキシナフタレン-1-イル) (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

第 1 欄	第 2 欄
1 直鎖状アルキル基 (炭素数が3から8までのいずれかのものに限る。)	1 直鎖状アルキル基 (炭素数が1から6までのいずれかのものに限る。)
2 直鎖状アルケニル基 (炭素数が5のものに限る。)	2 アルコキシ基 (炭素数が1又は2のものに限る。)
3 直鎖状アルキル基 (炭素数が3から5までのいずれかのものに限る。) の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか1種類が1つ結合した基	3 フッ素原子 4 塩素原子 5 臭素原子 6 ヨウ素原子

② (2-メチル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノンのインドール環の1位に次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の4位に水素又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の1位並びに当該ナフタレン環の4位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

- イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤
- ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬
- ハ (2-メチル-1-ヘプチル-1H-インドール-3-イル) (4-ペンチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

第 1 欄	第 2 欄
1 直鎖状アルキル基 (炭素数が3から7まで (当該ナフタレン環の4位に炭素数が6の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、3又は4) のいずれかのものに限る。) 2 炭素数が8の直鎖状アルキル基 (当該ナフタレン環の4位に炭素数が2又は3の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。) 3 炭素数が5の直鎖状アルケニル基 (当該ナフタレン環の4位に炭素数が6の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。) 4 直鎖状アルキル基 (炭素数が3から5まで (当該ナフタレン環の4位に炭素数が6の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、3又は4) のいずれかのものに限る。) の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか1種類が1つ結合した基	1 直鎖状アルキル基 (炭素数が1から6までのいずれかのものに限る。) 2 アルコキシ基 (炭素数が1又は2のものに限る。) 3 フッ素原子 4 塩素原子 5 臭素原子 6 ヨウ素原子

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物 (ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。) は指定薬物であり、規制の対象となること。

(3) 所要の規定の整理

指定薬物省令中、(1) に掲げる物質群に含まれることとなる次に掲げる13物質の名称を指定薬物省令から削除したこと。ただし、当該13物

質については改正省令の施行後においても、(1)に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第2条第14項に規定する指定薬物であることに変わりはないこと。

- ①名称：(4-エチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-210
- ②名称：(4-エチルナフタレン-1-イル)(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-213
- ③名称：(4-クロロナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-398
- ④名称：ナフタレン-1-イル[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類  
通称：JWH-022
- ⑤名称：5-[3-(1-ナフトイル)-1H-インドール-1-イル]ペンタンニトリル及びその塩類  
通称：AM2232
- ⑥名称：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：AM2201
- ⑦名称：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](4-メチルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：MAM-2201
- ⑧名称：(1-ヘキシル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-019
- ⑨名称：(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(4-プロピルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-182
- ⑩名称：(4-メチルナフタレン-1-イル)[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類  
通称：JWH-122 N-(4-pentenyl) analog
- ⑪名称：(2-メチル-1-プロピル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-015
- ⑫名称：(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類  
通称：JWH-007

⑬名称：1－（4－メトキシナフタレン－1－イル）（1－ペンチル－1  
H－インドール－3－イル）メタノン及びその塩類  
通称：JWH－081

## 2. 医療等の用途の規定

上記1.（1）及び（2）に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

### （1）次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

### （2）法第69条第3項に規定する試験の用途

### （3）法第76条の6第1項に規定する検査の用途

### （4）犯罪鑑識の用途

（5）（1）から（4）までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

## 3. 施行期日

公布の日（平成25年2月20日）から起算して30日を経過した日（平成25年3月22日）から施行すること。

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同七六〇七八)
- 戸籍法第百十八号第一項の規定による指定に関する件(同七九)
- 日本国に帰化を許可する件(同八〇)
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件(文部科学一七)
- 地すべり防止区域を指定する件(農林水産四九三〇四九五)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件(国土交通一三三)
- 道路に関する件(中部地方整備局二四〇二八)
- 道路に関する件(中国地方整備局一四〇一六)
- 道路に関する件(九州地方整備局二六)
- 道路に関する件(北海道開発局一五、一六)

- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学二)
- 薬事法第二号第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六号の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一九)

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七号第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(法務七五)

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同七六〇七八)
- 戸籍法第百十八号第一項の規定による指定に関する件(同七九)
- 日本国に帰化を許可する件(同八〇)
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件(文部科学一七)
- 地すべり防止区域を指定する件(農林水産四九三〇四九五)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件(国土交通一三三)
- 道路に関する件(中部地方整備局二四〇二八)
- 道路に関する件(中国地方整備局一四〇一六)
- 道路に関する件(九州地方整備局二六)
- 道路に関する件(北海道開発局一五、一六)

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同七六〇七八)
- 戸籍法第百十八号第一項の規定による指定に関する件(同七九)
- 日本国に帰化を許可する件(同八〇)
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件(文部科学一七)
- 地すべり防止区域を指定する件(農林水産四九三〇四九五)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件(国土交通一三三)
- 道路に関する件(中部地方整備局二四〇二八)
- 道路に関する件(中国地方整備局一四〇一六)
- 道路に関する件(九州地方整備局二六)
- 道路に関する件(北海道開発局一五、一六)

### 〔官庁報告〕

#### 産 業

日本工業規格(経済産業省)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)

### 〔資 料〕

平成二十四年十二月中国際収支状況(速報)及び平成二十四年中国際収支状況(速報)(財務省)

### 〔公 告〕

#### 諸 事 項

#### 官 庁

財団、有権者申出方、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六号の二の規定に基づく権限のある当局の認定関係

#### 裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係  
会社その他

## 本号で公布された 法令のあらまし

◇エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三六号)(経済産業省)

- 1 特定機器  
複合機、プリンター及び電気温水機器を特定機器に追加することとした。(第二一条関係)
- 2 特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件  
特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、複合機については五〇〇台以上、プリンターについては七〇〇台以上、電気温水機器については五〇〇台以上とする等とした。(第二二条関係)
- 3 施行期日  
この政令は、平成二五年三月一日から施行することとした。

本号で公布された法令のあらまし

政令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八條第一項及び第七十九條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五号中「カラー複写機」を「日本工業規格A列二番（第二十四号及び第二十五号において「A二判」という）以上の大きさの用紙に出力することができるもの」に改め、同条第十五号中「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同条第二十一号及び第二十三号中「あて先」を「宛先」に改め、同条に次の三号を加える。

二十四 複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の機能に加えて、複写、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械（いずれも乾式間接静電式のものに限り、A二判以上の大きさの用紙に出力することができるもの）その他経済産業省令で定めるものを除く）をいう。

二十五 プリンター（乾式間接静電式のものに限り、A三判以上の大きさの用紙に出力することができるもの）その他経済産業省令で定めるものを除く。

二十六 電気温水機器（ヒートポンプ（二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る）を用いるもの）に限り、暖房の用に供することができるもの（その他経済産業省令で定めるものを除く）。

第二十二條の表の十の項中「二十台」の下に「家庭用以外のものにあつては、百台」を加え、同表の十一の項中「三百台」の下に「家庭用以外のものにあつては、百台」を加え、同表に次のように加える。

- 二十四 複合機 五百台
- 二十五 プリンター 七百台
- 二十六 電気温水機器 五百台

附則

この政令は、平成二十五年三月一日から施行する。

経済産業大臣 茂木 敏充  
内閣総理大臣 安倍 晋三

省令

○文部科学省令第三号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項第五号の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十日  
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
文部科学大臣 下村 博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則

（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第二号ハの規定による指定を受けている各種学校については、同令の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

○厚生労働省令第十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十七号とし、第三十一号から第四十一号までを三号ずつ繰り上げ、第四十二号及び第四十三号を削り、第四十四号を第三十九号とし、第四十五号から第五十三号までを五号ずつ繰り上げ、第五十四号及び第五十五号を削り、第五十六号を第四十九号とし、第五十七号を削り、第五十八号を第五十号とし、第五十九号を第五十一号とし、第六十号を第五十二号とし、第六十一号を削り、第六十二号を第五十三号とし、第六十三号を第五十四号とし、第六十四号を第五十五号とし、第六十五号を削り、第六十六号を第五十六号とし、第六十七号から第六十九号までを十号ずつ繰り上げ、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第六十七号とし、第七十三号から第七十八号までを十二号ずつ繰り上げ、第七十九号を削り、第八十号を第六十七号とし、第八十一号から第九十一号までを十三号ずつ繰り上げ、第九十二号を第七十九号とし、同令の次に次の二号を加える。

- 八十 (H-I) インドール-三-イル (ナフタレン-一-イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。
- イ 寛せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する寛せい剤
- ロ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬
- ハ (四) エトキナフタレン-一-イル (一) オクチル-一-H-I インドール-三-イル) メタノン及びその塩類
- ニ (一) オクチル-一-H-I インドール-三-イル (四) ベンチルナフタレン-一-イル) メタノン及びその塩類

ホ (四)ヘキシルナフタレンー(一)イル(二)オクチル(一)Hーインドール(三)イル(四)メタノン及びその塩類  
 ヘ (二)ヘプチル(一)Hーインドール(三)イル(四)ヘキシルナフタレンー(一)イル(二)メタノン及びその塩類  
 ト (四)メトキシナフタレンー(一)イル(二)オクチル(一)Hーインドール(三)イル(四)メタノン及びその塩類

第一欄	第二欄
一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのいづれかのものに限る) 二 直鎖状アルケニル基(炭素数が五のものに限る) 三 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五までのいづれかのものに限る)の末端の炭素にフッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいづれか一種類が一つ結合した基 四 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五までのいづれかのものに限る)の末端の炭素にフッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいづれか一種類が一つ結合した基 五 塩素原子 六 ヨウ素原子	一 直鎖状アルキル基(炭素数が一から六までのいづれかのものに限る) 二 アルコキシ基(炭素数が一又は二のものに限る) 三 フッ素原子 四 塩素原子 五 臭素原子 六 ヨウ素原子

第一号中第九十三号を第八十二号とする。

附則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告 示

○法務省告示第七十五号  
 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。  
 平成二十五年二月二十日  
 法務大臣 谷垣 禎一

第二号イの表株式会社アイ・エイチ・アイ・アムテックの項中「株式会社アイ・エイチ・アイ・アムテック」を「株式会社J M U アムテック」に改め、同表に次のように加える。	一 関ヒロセ電機株式会社 東京都品川区大崎五丁目五番二十三号ヒロセ電機ビル内 機械加工
中央総業株式会社 神奈川県藤沢市藤沢千三十一番地の一	鉄筋施工

○法務省告示第七十六号  
 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。  
 平成二十五年二月二十日  
 法務大臣 谷垣 禎一

株式会社K C M 兵庫県加古郡稲美町岡二千六百八十番地	溶接
---------------------------------	----

○法務省告示第七十七号  
 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。  
 平成二十五年二月二十日  
 法務大臣 谷垣 禎一

○法務省告示第七十八号  
 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第四百十四号の一部を次のように改正する。  
 平成二十五年二月二十日  
 法務大臣 谷垣 禎一

柏倉建設株式会社	北海道札幌市豊平区月寒東二条六丁目二番十八号	型枠施工
株式会社サンエーテック	宮城県黒川郡大衡村大衡字尾西百五番地一	鉄筋施工